議案第９号

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部大磯町自転車等駐車対策協議会の項の次に次のように加える。

大磯町自治基本条例町民委員会	大磯町自治基本条例（平成23年大磯町条例第９号）の見直しについて、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	10人以内

別表町長の部大磯町高齢者福祉計画策定等委員会の項の次に次のように加える。

大磯町介護保険地域密着型サービス事業者選定委員会	介護保険事業計画に基づく地域密着型サービスの整備及び運営を行う事業者の選定に関し審議を行うこと。	７人以内

別表町長の部旧吉田茂邸利活用検討委員会の項の次に次のように加える。

大磯町廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会	廃棄物処理施設等の整備及び運営を行う事業者の選定に関し審議を行うこと。	６人以内

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表自転車等駐車対策協議会委員の項の次に次のように加える。

自治基本条例町民委員会委員	日額　6,500円	同上

別表高齢者福祉計画策定等委員会委員の項の次に次のように加える。

介護保険地域密着型サービス事業者選定委員会委員	日額　6,500円	同上

別表在宅医療多職種連携会議委員の項の次に次のように加える。

廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員	日額　6,500円	同上

平成27年２月17日提出

大磯町長　中　﨑　久　雄